

議案第55号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月21日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

条文の所要の改正及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、石岡市デイサービスセンター条例の利用料金を改正するため。

改 正 要 綱

- 1 第8条第2号において、当該規則を特定する規則番号を付するため「介護保険法施行規則」の次に、「（平成11年厚生省令第36号）」を加え、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に改正したこと。
- 2 別表（第12条関係）において、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、厚生労働大臣が定める基準に準じ、利用者負担金を改正したこと。



石岡市告示第243号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように処分する

。

令和6年3月29日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

(令和6年3月29日石岡市条例第22号)

石岡市デイサービスセンター条例（平成18年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「介護保険法施行規則」の次に「（平成11年厚生省令第36号）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

石岡市デイサービスセンター利用料金（利用者負担金）

（単位：円）

利用区分		算定単位	1割負担の者	2割負担の者	3割負担の者
介護保険法第7条第4項に規定する者で、同法第32条に基づき要支援認定を受けたもの	要支援1で週1回程度の利用（月4回まで）	1回につき	349	698	1,047
	要支援1で月5回以上の利用	1月につき	1,438	2,876	4,314
	要支援2で週2回程度の利用（月8回まで）	1回につき	358	716	1,074
	要支援2で月9回以上の利用	1月につき	2,897	5,794	8,691
本市に住所を有し、65歳以上の者で介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当するもの	週1回程度（月4回まで）の利用	1回につき	349	698	1,047
	週1回程度（月5回以上）の利用	1月につき	1,438	2,876	4,314
	週2回程度（月8回まで）の利用	1回につき	358	716	1,074
	週2回程度（月9回以上）の利用	1月につき	2,897	5,794	8,691

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。